

被災者を雇入れた事業主の方に助成金が支給されます！
(平成23年5月2日以降の雇入れに限ります)

被災者雇用開発助成金のご案内

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等(※1)の紹介により、継続して1年以上雇用(※2)することが見込まれる労働者として雇入れる事業主に対して、助成金を支給します。(雇用保険の一般被保険者として雇入れる場合に限ります)

※1 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者

※2 1年未満の有期契約を更新する場合も含む

対象労働者

1 震災により離職された方(以下の①から③のいずれにも該当する方)

①東日本大震災発生時に被災地域(※1)において就業していた方

②震災後に離職し、その後安定した職業についていない方

③震災により離職を余儀なくされた方

※1 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域(東京都を除く)

2 被災地域に居住する方(※2、※3)

※2 震災後、安定した職業についていない方

※3 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、支給対象期(6ヶ月)ごとに支給されます。(下表は1人当たりの支給額)

	支給額	対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	大企業 50万	1年間	大企業 第1期25万円 第2期25万円
	中小企業 90万		中小企業 第1期45万円 第2期45万円
短時間労働者	大企業 30万	1年間	大企業 第1期15万円 第2期15万円
	中小企業 60万		中小企業 第1期30万円 第2期30万円

※支給要件等が変更される場合があります。

お問い合わせは、市商工労働観光課へご連絡ください
72-3166(直通)
■詳しくは、厚生労働省のHPをご覧ください
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/index.html>